

～消費者注意情報～

注文した覚えはないのに？ ～「美顔器の注文承りました」などの不審なメールに注意～

(令和元年 12 月 11 日)

相談事例

今日、スマートフォンに「注文承りました」というメールが届いた。15,180 円的美顔器を明日、代金引換配達で届けるという内容だが、注文などしていない。事業者名は、意味不明なカタカナ 4 文字で聞いたことのない名前だった。「注文取消は出荷前日までに知らせるように」、「代金引換で届いた商品を受取拒否した場合、送料等を請求する」、「このメールに心当たりがなければ返信を」と書いてある。どうしたらよいか。

(50 歳代 女性)



ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 不審なメールは無視しましょう！

令和元年 10 月以降、注文した覚えがないのに「美顔器の注文承りました。明日発送します。」と書かれたメールが届いたという相談が、都内消費生活センターで急増しています。

事業者名は意味不明なカタカナ 4 文字、請求額 15,180 円が特徴です。

メールは、男女問わず送り付けられており、何らかの方法で相談者のメールアドレスを入手した者による架空請求メールと考えられます。

「心当たりがなければ返信を」と書かれていると、つい返信してしまいがちですが、返信すると、住所・氏名等の個人情報を記入させるメールや、金銭の支払いを請求するメールが送られてくる可能性があります。不審なメールは無視をして、そのまま削除してください。

★ 商品が届いても受け取らないで！

万が一、商品が届いた場合は、受け取り拒否をしましょう。

代金引換配達であっても注文していないのですから、送料を含め代金を一切支払う必要はありません。

★ 困ったときは、消費生活センターに相談を！

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155 (相談専用電話)
 お近くの消費生活センター 局番なし188 (消費者ホットライン)

<参考>

- 「架空請求対策：架空請求の対処方法を知りたい」東京くらしWEB
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/taisho.html>
- 消費者注意情報「お買い上げありがとうございます」…購入していない商品の「配送通知」が届いた！（東京くらしWEB 2014年6月18日）
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/20140618.html>

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。